



岩倉市議会議長 須藤智子様

陳 情 書

平成28年 12 月 12 日

岩倉市商工会

平素は、中小企業の指導育成並びに商工会、商工会連合会の運営につきまして、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび県内57商工会の代表者が一堂に会して開催した「平成28年度商工会長会議」において、別添の内容について満場一致で決議いたしました。

つきましては、私ども商工会、青年部・女性部を含め4万5千有余会員の総意をご賢察いただき、これらの決議事項実現のため、特段のご配慮を賜りますよう、ここに陳情申し上げます。

「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」

平成 26 年に、小規模企業振興の理念となる「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」が成立し、合わせて「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模支援法）」が一部改正された。

これにより、従来からの経営改善普及事業に加え、「経営発達支援計画」に基づき、小規模事業者に寄り添って経営計画策定及び実施支援を行う「伴走型支援」が、商工会の重要な事業として位置付けられた。

商工会が取り組む小規模事業者支援及び地域経済の活性化等に資する事業の積極的な推進を実現するため、次のとおり要望する。

1 商工会事業運営に対する財政的支援の拡充・強化

商工会は、地区内の小規模事業者を支援するため、地域密着型の巡回訪問の強化・拡充を徹底し、小規模事業者が抱える課題の把握と解決に向け積極的に取り組んでいる。

今後、さらにニーズが多様化・複雑化する中、経営基盤が脆弱な小規模事業者が抱える経営課題の解決に向け、専門家、よろず支援拠点、金融機関等、他の支援機関との連携による支援体制を構築し、これまで以上にきめ細やかな伴走型支援を実施するため、小規模事業対策を岩倉市の重点事業と位置づけ、岩倉市小規模事業経営支援事業費補助金、岩倉市商工業振興事業費補助金を始め、各種施策の拡充・強化及び安定的な予算の確保と確実な執行を要望する。

2 岩倉市ビジネスサポートセンターによる小規模事業者支援の強化

岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても中小企業・小規模事業者の振興支援が明確に位置づけられ、現在、岩倉市においては総合戦略をより具現化するために、中小企業・小規模事業者活性化行動計画を策定されているところであります。

商工会においても、全国から「行列のできる相談所」として、注目されている公的産業支援機関の f-Biz・富士市産業支援センター、OKa-Biz・岡崎ビジネスサポートセンターの支援モデル取り入れたビジネスサポートセンターを商工会の支援窓口を設置する準備と併せて、平成 28 年度から 5 年計画で策定した経営発達支援計画にもとづき、市内事業所の約 9 割を占める小規模事業者への支援に取り組んでいる。

今後、市・商工会・金融機関が一体となった支援体制がますます重要になることから、ビジネスサポートセンターを通じ、小規模事業者支援を岩倉市の産業振興に明確に位置づけ、地域産業活性化支援事業の施策を強力に推進するよう要望する。

3 小規模企業振興基本法制定に伴う中小企業・小規模企業振興基本条例の早期制定と商工会との連携の推進

今般、国において、小規模企業の振興に特化した「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」が制定され、小規模企業振興に対する地方自治体の責務が明記されるなど、小規模事業者が地域に果たす役割が重要視されている。

愛知県においても、産業労働政策の大きな柱の一つとして「中小企業力の強化」を掲げ、中小企業の振興に注力することとされ、その具体的な取り組みの一つとして、平成 24 年 10 月に「愛知県中小企業振興基本条例」が制定された。

そのような中、地方自治体が商工会等と連携しながら小規模事業者対策の一層の拡充強化を図っていくためには、市町村の重要施策の中に小規模企業振興を明確に位置づけることが極めて重要である。

したがって、市町村が小規模企業振興条例を早期に制定し、以下の項目を盛り込むよう要望する。

（1）小規模企業の振興の基本原則

小規模事業者の振興について、「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を位置づけること。

（2）小規模企業施策について

市町村が 5 年間の基本計画を定め、政策の継続性・一貫性を担保し、報告・評価する仕組みを作ること。

（3）商工会との連携

市町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携しながら小規模事業者に寄り添って支援する商工会の位置づけを明確にし、小規模企業施策の実施に必要な財政上の措置を講ずること。

（4）事業者の商工会への加入促進

当然に商工業団体と地域全体の事業者との連携による地域づくりが不可欠であることから、スーパーやコンビニエンスストアなどのチェーンストア及び大型店等の積極的な商工会への加入を促すための規定を盛り込むこと。

4 小規模事業者の経営支援の強化

（1）小規模事業者に対する金融支援施策の充実

地域経済の担い手である小規模事業者が、厳しい経済環境の下、懸命な経営努力を続けている状況において、小規模事業者向けの金融支援施策を拡充強化することは極めて重要である。

金融機関が行う中小企業向けの融資において、借入れに係る負担を軽減するための信用保証料助成や利子補給など、小規模事業者に特化した資金調達の利便性向上を図るための所要の策を講ぜられるよう要望する。

(2) 経営革新への支援強化

中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新」支援は、新たに取り組む事業を支援し、事業者の「やる気」を喚起させ活性化を図るための重要な施策であることから、経営革新計画の承認企業に対する助成制度の創設など、地域の実情にあった支援策を講じるよう要望する。

(3) 中小企業の防災対策取り組みへの支援

度重なる自然災害を踏まえて、中小企業・小規模事業者においても防災対策意識が非常に高まっている。しかしながら、企業活動における防災対策への取り組みについて、小規模事業者にとっては、コストの問題などから設備投資などが重荷となっている現実がある。

防災対策への取り組みを支援するため、中小企業・小規模事業者が防災設備を導入するための助成金制度や、耐震化が必要な事業所などへの補助金制度の創設など、支援策の強化を要望する。

5 官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保

地域経済の活性化の観点から、地元中小企業者、とりわけ商工会員を優先した随意契約時の適正な価格による受注機会の確保・拡大など、特段の配慮を要望する。

また、指名競争入札についても、過去の実績の有無にかかわらず、地元商工会員を優先的に指名対象事業者に選定するよう要望する。

6 地域資源活用による地域ブランドの創出

この度、地域資源をテコに地方創生を実現するため、「地域資源法」が改正され、市町村が旗振り役となり、地域の実情に通じた様々な関係者（商工会・商工会議所、農協、観光協会等）と連携をしながら、地域を挙げて「ふるさと名物」を応援することを宣言する「ふるさと名物応援宣言」作成の取り組みが始まった。

地域資源活用による地域ブランドの創出は、地域資源活用事業計画の補助金交付申請における優先採択やふるさとプロデューサー育成事業への優先参加、ミラサポでの情報発信といった優遇措置が受けられ、地域経済の活性化に寄与することから、市町村は早期に「ふるさと名物応援宣言」を公表するよう要望する。

平成28年12月12日

岩倉市商工会

会長 山田 幹夫

副会長 井上信之

副会長 園原 繁

理事 升野哲夫

理事 関戸 誠

理事 井上俊幸

理事 曾我部元親

理事 山川雅巳

理事 岸 周孝

理事 岸 清隆

理事 五十嵐 学

理事 水越秀明

理事 新井光浩

理事 武藤栄司

理事 中村昭和

理事 井上 勲

理事 赤堀昭二

理事 桑島英彰

理事 木村謙一

理事 大江秀和

理事 中村熙三

理事 関戸利幸

理事 山岸加津代

監事 河村金明

監事 西垣秀彦